

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鮫川村長 宗田 雅之

市町村名 (市町村コード)	鮫川村 (07484)	
地域名 (地域内農業集落名)	塚本地区 (塚本・塩倉(北部))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者は60歳以上となっている。後継者不足、担い手不足が深刻。
- ・沢の奥の方は、狭小農地ばかりなので集約が難しい。
- ・沢水や天水しか水の確保ができない農地がある。
- ・将来的に圃場の条件整備が必要である。
- ・イノシシ被害により耕作意欲が減退している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心としながら無理のない範囲で担い手へ集積を進める。
- ・作付けが困難な農地は、中山間、多面的交付金を活用し無理のない範囲で保全管理をし維持する。
- ・イノシシ被害には、電気柵の補助を活用し、地域ぐるみで設置、見回り等を行い、被害軽減を図る。
- ・環境保全型農業により付加価値のある農産物の生産、販売により農業所得を向上させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域の農用地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず、今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とし、地区の担い手の作業負担にならないよう段階的に進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・約6.7ha農地中間管理機構を活用している。村や、関係機関と協力し段階的に進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・中山間、多面的の交付金を活用しながら用排水路の整備、農道の整備等を進めるとともに、補助事業を活用し、将来的に作付け条件の改善（基盤整備事業）に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながらに担い手を育成していくため、村や関係機関と連携し、定着までサポートする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病虫害防除、青刈りとうもろこしの収穫、WCS用稲の収穫作業、牧草の収穫作業、稲わらの収集については、JA子会社と（株）あさひファーム等へ委託する。また、田の畦畔の草刈り等については、状況に応じてシルバー人材センターへ委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が多いことから、地域ぐるみで電気柵を設置し、目撃情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。併せて、捕獲人材の確保・育成を進める。②⑨WCS用稲を地域の畜産農家へ供給し、堆肥は減農薬、減肥料に取り組む農家へ供給する。環境保全型農業の推進。③ドローンによる防除作業。リモコン草刈機等による除草。⑦耕作が困難な農地については、日本型直接支払制度の共同活動により無理のない範囲で保全・管理等を行う。